

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月26日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第7号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

別記様式第45号（その1）、別記様式第45号（その2）（表）、別記様式第45号（その3）（表）及び別記様式第45号（その4）中「同居親族」を「同一世帯の親族」に改める。

別記様式第81号（2）を次のように改める。

<p>軽自動車税について</p> <p>1 課税される方 地方税法第442条の2及び第445条並びに新潟市市税条例第76条及び第79条の規定により、4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者に対し1年分が課税されます。したがって、4月2日以降に廃車等の申告をされても月割で還付されることはありません。</p> <p>2 減免の申請 身体に障がいがあり歩行が困難な方等、新潟市市税条例に基づき減免を受けた方は、市民税課又は税務センターへご相談ください。 なお、申請期限は、納期限の7日前までです。</p> <p>3 延滞金 納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金が課されます。延滞金の額は、納期限の翌日から1か月間は年7.3%、その後は年14.6%の各割合を未納税額に乗じて計算されます(未納税額について、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。)ただし、平成12年1月1日以降の割合については、地方税法で定める割合となります。</p> <p>4 異議申立て及び取消訴訟 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができず。 また、この処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに係る決定を経た後に、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。</p>	<p>5 通知書の内容をご確認ください。 記載されている標識番号(ナンバー)、登録者名等は、必ず確認してください。誤っている場合、車検が受けられない等の支障が生じます。</p> <p>納税証明書(総称検査用)について 振替後、市から送付されます(約2週間後)。お急ぎの方は、当該税額の引落しと記載された通帳と、窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証など)、車検証(コピー可)をお持ちの上、市民税課、税務センター又は出張所へお問い合わせください。 (月 日までに車検を受ける方は、前年度の証明書で受けられます。)</p> <p>軽自動車税の各種手続</p> <p>【車両とともに市外へ転出された方】 標識番号(ナンバー)の切替手続及び車検証等の住所変更手続を30日以内に行ってください。</p> <p>【県外の窓口で廃車又は名義変更を行った場合】 軽自動車(四輪及び三輪)又は総排気量125ccを超えるバイクの廃車又は名義変更を県外の窓口で行った場合は、30日以内に市に申告してください。</p> <p>【原付バイク等の手続について】 原付バイク・小型特殊自動車のナンバープレート(ナンバー)の交付、名義変更又は廃車申告については、市民税課、税務センター又は出張所で申告できます。 なお、市内の他の区に引っ越しをした場合は、ナンバープレートの変更手続は必要ありません。</p> <p>■手続に関するお問い合わせ ◎軽自動車(四輪及び三輪) 軽自動車検査協会(電話) ◎軽二輪(125cc超～250cc以下) 全国軽自動車協会連合会(電話) ◎二輪(250cc超) 新潟運輸支局(電話) ◎原付バイク(125cc以下)及び小型特殊自動車 表面記載の窓口、市民税課、税務センター又は出張所</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別記様式第45号(その1)、別記様式第45号(その2)(表)、別記様式第45号(その3)(表)及び別記様式第45号(その4)の改正規定並びに次項の規定 平成27年3月1日

(2) 別記様式第81号(2)の改正規定 平成27年4月1日

(経過措置)

2 この規則の施行(前項第1号の規定による施行をいう。)の際現にあるこの規則(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の別記様式第45号(その1)から別記様式第45号(その4)までの規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。